

**住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。**

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務課 課税係・納税係 ☎01457-2-2224

平取町ではこれまで、軽自動車税、住民税、固定資産税、国民健康保険税の4つの税目をまとめて納めていただく「集合主税方式」を採用してきました。

令和8年度からは、全国標準となる「単税徴収方式(税目毎に納める)」が開始されます。

令和8年度から

住民税・固定資産税・国民健康保険税の3つの税目は、年6回の納期で納めます。



税金

税金の種類		納税義務者	納期									
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して負担いただく税金です。	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）、二輪の小型自動車を所有する方	1期									
住民税 (町・道民税)	町や道が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担いただく税金です。町民税と道民税を合わせて、町が徴収します。	1月1日現在、町内に住所を有し前年中に一定額以上の所得があった方			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
			給与からの特別徴収：毎月（6月～翌年5月）									
			公的年金からの特別徴収：年金支給月（偶数月）									
固定資産税	固定資産（土地・家屋・償却資産）の資産価値に応じて、所有している方に対して負担いただく税金です。	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします。	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります。			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
			公的年金からの特別徴収：年金支給月（偶数月）									

年金は便利な「口座振替」を利用しましょう。

町税は、口座振替のほか、電子納付(スマートフォンやPayアプリ払い・「地方税お支払サイト」によるクレジットカード払い)もご利用になれます。

国税・道税についてのお問合せは

項目		問合せ先	
道税について	法人事業税、法人道民税	札幌道税事務所 税務管理部	☎011-204-5083
	不動産取得税	日高振興局 税務課	☎0146-22-9062
	自動車税	課税に関すること 札幌道税事務所 自動車税部 納税に関すること 日高振興局 税務課	☎011-746-1190 ☎0146-22-9063
国税について(所得税、相続税、贈与税など)		苫小牧税務署	☎0144-32-3165

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P.11